

あかし市民広場の使用について

あかし市民広場（以下「市民広場」という。）を使用するにあたり、あかし市民広場条例をはじめとした各種法令を順守するとともに、下記の事項を順守します。

記

1. イベントの内容、当日の設営・撤去など市民広場スタッフと情報を共有するため、最終の打合せは、イベント実施日の1週間前までに行います。
2. 一般利用者の安全を確保するため、設営・撤去中は、使用エリアをベルトパーテーションで囲みます。
3. 搬入出を行う際は、あかし市民広場、パピオスあかし管理組合などのルールを守り一般利用者の迷惑とならないようにします。
4. 展示用パネル、簡易ステージなど大型の広場備品を組み立てる際は、備品が倒れる危険性があるため、安全に配慮し2人以上で実施します。
5. 延長コード等を使用する際は、一般利用者がつまずかないように養生シートを使用するなど安全対策を実施します。
6. イベント開催中は、ジュンク堂側自動ドア付近に観覧者が滞留し一般利用者の邪魔にならないように、専属のスタッフを配置し通路の確保を実施します。また、許可された場所以外は、使用しません。
7. パントリーでIHコンロを使用する場合は、空焚きなどによる火災の予防ため、必ずスタッフを常駐させます。
8. 音楽の演奏など音を出すイベントを行う場合は、音の大きさを80デシベル以内、もしくは、4階図書館や3階医療モールへ影響が出ないように調整し、広場スタッフの指示に従います。
9. 使用した場所については、ほうき、モップ、掃除機などを用いて清掃を実施し、市民広場を貸出を受ける前の状態に戻します。
10. 「営利を目的としない場合（非営利）」で使用申請しその内容で許可を受けた場合でも、イベントの使用内容が「営利を目的とする場合」に該当する場合は、利用料金の差額をお支払いします。

年 月 日

住 所 _____

団体の名称.....

氏 名 代表者の氏名 _____ ㊟

（本人自署の場合は、押印不要です）